

(参考様式第24号)

# 農地転用現地調査依頼書

年 月 日

農業委員会  
担当者

現地調査希望日時		集合場所	調査市町村地域名
第一希望	月 日 ( ) 午 時		
第二希望	月 日 ( ) 午 時		
第三希望	月 日 ( ) 午 時		
<b>(農業会議処理欄兼台帳)</b>			
1 処理者名 _____			
2 処理年月日 _____ 年 月 日			
3 依頼常設審議委員名 _____			
4 依頼常設審議委員名 _____			
5 (依頼結果) 該当に○印			
第一希望	第二希望	第三希望	
6 履行結果			
①予定通り履行			
②変更 ( _____ )			
備考欄 (調査案件の概要) * 転用目的、面積等			

(参考様式第25号)

# 農地転用現地調査回答書

年 月 日

様

一般社団法人

和歌山県農業会議

担当者 \_\_\_\_\_

年 月 日に依頼のあった農地転用現地調査については、下記のとおり実施することとなったので、関係者等への連絡方よろしくお願ひします。

記

現 地 調 査 日 時	集 合 場 所	現 地 調 査 者
月 日 ( ) 午 時 分～		

(参考様式第 26 号)

FAX・メール送信

振興局農林水産振興部 課 あて

年 月 日

## 違反転用判明にかかる報告書（第 報）

下記のとおり違反転用（無断転用）が判明しましたので報告します。

### 記

- 1 違反転用の土地の所在・規模（面積）
- 2 違反転用の内容
- 3 違反行為の時期（違反の進行状況）
- 4 違反転用者
- 5 違反転用に係る請負工事業者等
- 6 農業委員会のとった措置（指導等）
- 7 農用地区域（有・無）
- 8 他法令許認可（有（ ）・無）
- 9 添付書類  
地図、位置図、写真 等

担当： 市農業委員会  
事務局  
電話：

(参考様式第 27 号)

第 号  
年 月 日

様

和歌山県 振興局長 印

### 農地法の遵守について

下記土地にかかる農地法第 4 条第 1 項（第 5 条第 1 項）の規定による農地の転用については、年 月 日付けで許可されたところではありますが、当該許可を受けずに農地を無断で転用したことは、法律に違反する行為でありますので、今後は、農地法等関係法令を厳守願います。

記

土地の所在

地 目

面 積  $\text{m}^2$

(参考様式第 28 号)

指 導 書

第 号  
年 月 日

様

和歌山県 振興局長 印

貴殿(社)が、 年 月頃に下記の農地を農地法第4条第1項(第5条第1項)の許可を受けずに無断で転用したことが判明しました。

このことは、農地法第4条第1項(第5条第1項)に抵触する行為であり誠に遺憾であります。

直ちに 

原状回復
工事停止
利用中止

 をするよう指導します。

〔 なお、この是正指導に基づいて行う措置について、 年 月 日までに別添の回答書を提出してください。 〕

記

土地の所在

地 目

面 積                    m<sup>2</sup>

(参考様式第 29 号)

回 答 書

年 月 日

和歌山県 振興局長 様

住 所

氏 名

年 月 日付けで 

原状回復
工事停止
利用中止

 の指導を受けたことについて、下記の  
とおり回答します。

記

回 答	
1	年 月 日までに、私が指導書のとおり措置します。
2	指導書のとおり措置できませんが、年 月 月までに、私の責任のもとに次のとおり措置します。 (措置方法)
3	指導書による措置はいたしません。 (理由)

(参考様式第30号) 違反転用事案処理簿

No.

違反転用発見日	年 月 日 時 分						
違反転用発見方法							
振興局へ報告	年 月 日 時 分						
違反転用の内容							
違反転用に 係る土地の 所在、地目 及び面積等	土地 の 所在	市町村大字・字		地番	登記地目	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )
	土地 所有者	住所					
		氏名		職業		電話	
	違反 転用者	住所					
		氏名		職業		電話	
違反転用に 係る関係者 氏名(名称) 住所	承継人	住所					
		氏名		職業		電話	
	転得者	住所					
		氏名		職業		電話	
	工事 請負人	住所					
		氏名		職業		電話	
		住所					
		氏名		職業		電話	
違反転用に 至った経緯							
付近への被害 の状況							
他法令規制 の有無	農業振興地域	白地 (該当・非該当)		農用地区域 (該当・非該当)			
	開発許可	該当・非該当					
処理経過内 容							

(参考様式第31号)

# 買受適格証明願

年 月 日

様

申請者

年 月 日付け 裁判所 年 ( ) 第 号公告の下記農地 (採草放牧地) の  
競売申込みをしたいので買受人として適格であることを証明願います。

## 記

### 1 申請者の氏名 (名称)、住所、年齢及び職業

氏名 (名称)	住所	年齢	職業

### 2 競売に付される土地の所有者の氏名 (名称)、住所

氏名 (名称)	住所

### 3 競売によって所有権を取得しようとする土地の表示等

所在	地番	地目		面積 m <sup>2</sup>	利用 状況	所有権以外の使用収益権が設定されている場合						
		登記簿	現況			権利の種類	氏名 (名称)					
合計	田	筆	m <sup>2</sup>	畑	筆	m <sup>2</sup>	計	筆	m <sup>2</sup>	採草放牧地	筆	m <sup>2</sup>

### 4 申請者の世帯状況等 (農地法第5条の場合は記載不要)

世帯員 (構成員) 状況 *申請者	氏名	年齢	申請者 との続柄	職業	農作業 従事日数	農外収入の 種類・年額	競売に付される土地までの 距離及び時間 (片道)
常雇 人		臨時雇 年間延日数 日					



所有地		田	畑	樹園地	計 (㎡)	採草放牧地 (㎡)	
	自作地						
	貸付地						
		所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
				登記簿	現況		
非耕作地							
所有地 以外の 土地		田	畑	樹園地	計 (㎡)	採草放牧地 (㎡)	
	借入地						
	貸付地						
		所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
				登記簿	現況		
非耕作地							
(注) すべての農地等について計上する。							

5 転用計画 (農地法第3条の場合は記載不要)

転用目的					
転用時期	工事着工時期	年 月 日			
	工事完了時期	年 月 日			
転用の目的に係る 事業又は施設の概要					
資金調達についての計画					
転用によって生ずる付近 の土地作物、家畜等の被 害の防除施設の概要					

6 競売に参加しようとする事由の詳細

7 その他参考

入札締切日時	年 月 日 時 分	売却基準価額	円
--------	-----------	--------	---

(証明庁記載欄)	第 号
上記の者、買受適格者であることを証明する。	
年 月 日	印

※添付書類は、基本的に農地法第3条又は第5条許可申請の添付書類と同じです。

(参考様式第 32 号)

## 農地使用貸借契約書

貸人及び借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して貸人及び借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を農業委員会に提出する。

年 月 日

貸人（以下甲という。）住所  
氏名

借人（以下乙という。）住所  
氏名

### 1 使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表に記載する土地その他物件を貸し付ける。

### 2 使用貸借の期間

(1) 使用貸借の期間は、年 月 日から 年 月 日までの年間とする。

(2) 甲が使用貸借の満了の1年前から6か月前までの間に乙に対して更新しない旨の通知をしないときは、使用貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

### 3 修繕及び改良

(1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。

(2) 目的物の修繕は○が行う。

(3) 目的物の改良は○が行う。

(3) 乙は、甲の負担に属する必要経費を支出したときは、費用償還請求を行うことができる。

### 4 経常経費

(1) 目的物に対する租税は、○が負担する。

- (2) かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は、原則として○が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、○が負担する。
- (4) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、○が負担する。

5 目的物の返還

乙は、使用貸借契約に定めた終期において、目的物を現状に復して返還する。

ただし、収穫期を経過しない毛上の作物があるときは、その収穫期を経過したときとする。また、天災地変等の不可抗力または通常の利用により霜害が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

6 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

7 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別 表

物 件 の 表 示					備考
大 字	字	地 番	地目 (種類)	面積 (数量)	

(注) 4の経常経費の負担区分については、双方が協議して、○に甲または乙の文字を入れて契約書を作成する。

(参考様式第 33 号)

## 農地使用貸借の合意解約通知書

年 月 日

農業委員会会長 様

通知者（貸人） 住所  
氏名  
（借人） 住所  
氏名

下記土地について、使用貸借の合意解約をしたので通知します。

### 記

#### 1 使用貸借の当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
貸 人		
借 人		

#### 2 土地の所在等

土地の所在	地番	地 目		面積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況		

#### 3 使用貸借契約の内容

#### 4 合意解約の理由

5 使用貸借の合意による解約をした日 年 月 日

#### 6 その他

(参考様式第 34 号)

(農地法第 4、5 条 営農型発電設備の設置のための一時転用許可の場合)

和歌山県指令 第 号

農地法第 条第 1 項の規定に基づく許可指令書

年 月 日付けをもって申請のあった農地法第 条第 1 項による許可の申請は、  
下記により許可する。

年 月 日

和歌山県知事

(申請者)

譲受人(借人)

譲渡人(貸人)

### 1 許可する土地

土地の所在	地番	地目		転用面積 (㎡)
		登記簿	現況	

2 用途 下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱  
(一時転用 年)

### 3 条件

- (1) 許可の期限は、年 月 日までとします。
- (2) 申請書の記載内容に従って事業の用途に供すること。
- (3) 農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合の発電設備 (以下「営農型発電設備」という。) の下部の農地における営農の適切な継続が確保されること。
- (4) 許可に係る営農型発電設備の設置の工事が完了したときは、完了した日の翌日から起算して 2 週間以内に営農型発電設備設置報告書 (参考様式第 35 号) を提出すること。
- (5) 許可に係る営農型発電設備の設置の工事が完了するまでの間は許可の翌日から起算して 3 か月後及びその後 3 か月ごとに工事進捗状況報告書 (参考様式第 36 号) を提出すること。

- (6) 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、国が示した報告書の様式により毎年2月末までに報告すること。また、報告内容について、許可権者及び農業委員会の現地確認結果と異なること。
- (7) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- (8) 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、その旨を報告すること。
- (9) 許可の期間が終了したとき、又はその期間の終了前に転用目的が達成されたときは、速やかにその土地を農地に復元すること。
- (10) 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、速やかにその土地を農地に復元すること。
- (11) 農地への復元を完了した日の翌日から起算して2週間以内に完了報告書（参考様式第37号）を提出すること。

#### (注意事項)

- 1 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置、下部の農地における営農計画等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。
- 2 許可の期限の後も営農型発電設備による発電事業の継続を希望する場合は、許可の期限の6か月前までに、それまでの下部の農地における営農状況を示す資料を持参の上、再度の許可の申請について許可権者に相談してください。下部の農地における営農状況や許可の要件を勘案し、再度の許可の可否を判断します。

#### (教示)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2

第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(参考様式第 35 号)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所  
氏名

営農型発電設備設置報告書

農地転用許可に係る土地の工事が完了したことを、下記のとおり報告します。

記

- 1 許 可 年 月 日                      年      月      日
- 2 許 可 指 令 番 号
- 3 転 用 目 的                      下部の農地における営農の適切な継続を前提とする  
営農型発電設備の支柱（一時転用 年）
- 4 許 可 に 係 る 土 地 の 所 在
- 5 許 可 に 係 る 土 地 の 面 積
- 6 工 事 完 了 年 月 日
- 7 その他  
添付書類 写真（完了を確認できるもの、敷地の全体を判別できるもの）



(参考様式第 36 号)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所  
氏名

農地転用許可後の工事進捗状況報告について (第 回)

このことについて、農地転用許可に係る工事進捗状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 許可指令番号
- 3 転用目的 下部の農地における営農の適切な継続を前提とする  
営農型発電設備の支柱 (一時転用 年)
- 4 許可に係る土地の所在
- 5 許可に係る土地の面積
- 6 工事完了の時期
- 7 工事の進捗状況 ( 年 月 日現在)  
(1) 進捗率 %  
(2) 状況説明
- 8 遅延理由と今後の見通し
- 9 その他  
添付書類 写真 (工事の進捗を確認できるもの、敷地の全体を判別できるもの)

(注) 工事進捗状況は詳細に記載すること。

なお、工事が許可申請書に記載された事業計画どおり進捗していない場合 (遅延又は未着手) は、その理由及び今後の見通し (必要に応じ工事工程表を添付) を詳細に記載すること。

(参考様式第 37 号)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所  
氏名

農地転用許可後の工事完了報告について

このことについて、農地法第 条第 1 項の規定により許可された土地に設置した営農型発電設備を撤去し、農地に復元しましたので、下記のとおり工事が完了したことを報告します。

記

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 許可指令番号
- 3 転用目的
- 4 許可に係る土地の所在
- 5 許可に係る土地の面積
- 6 工事完了日
- 7 その他  
添付書類 写真 (営農型発電設備を撤去し農地に復元したことを確認できるもの及び敷地の全体を判別できるもの)

1. 申請に係る事項等

申請者の住所・氏名	譲受人	住所					氏名		
	譲渡人	住所					氏名		
申請土地	所在地番								
	地目別面積	田	m <sup>2</sup>	畑	m <sup>2</sup>	採草放牧地	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>
	申請土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域			その他の区域		
事業計画	用途								
	工事計画	～							
申請に係る権利の内容		( 年間 )							

2. 農地転用許可基準に基づく検討状況

農地の区分							
許可基準に定める農地区分の該当事項							
該当事項とした判断理由 (申請に係る営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載)							
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合		面積	甲種農地	第1種農地	その他	計	
		割合	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
検討事項		検討結果					
<p>1 農地区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由</p> <p>2 資力及び信用</p> <p>3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況</p> <p>4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性</p> <p>5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み</p> <p>6 農地以外の土地の利用見込み</p> <p>7 計画面積の妥当性</p> <p>8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性</p> <p>9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無</p> <p>10 農地の利用の集積への支障の有無</p> <p>11 一時転用である場合にはその妥当性</p> <p>12 法令(条例含む)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況</p>							
特定土地改良事業等関係		事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	施行時期	申請地に関係する土地改良財産
都市計画との関係		都市計画区域決定の有無		計画区域内	計画区域外	(告示 年 月 日)	
		都市計画法第8条の地域地区の決定状況		地域地区の種類		決定なし	
農業振興地域整備計画との関係		農業振興地域決定の有無		振興地域内	振興地域外	(告示 年 月 日)	
		農用地区域決定の有無		農用地区域内	農用地区域外	(決定 年 月 日)	
その他の土地利用等との関係							

3. 総合判断

※代替性の検討結果等
------------

4. 許可が相当と認められる場合に付すべき条件

--

## 農 地 転 用 申 請 書 類 確 認 票

転用区分	4 条		5 条	
土地の所在地		譲受人 (申請者) 譲渡人		
転用目的		申請面積	筆 m <sup>2</sup> 【一筆の内一部の転用は、実測図(求積図)を添付。所有権移転の場合は不可。】	
権利の種類	所有権移転 *農地の権利を取得しようとする者と農地転用実行行為者は、一致。 賃借権・使用貸借権 年			
添付書類	必 要 書 類		添付状況	備 考
	土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)(事業地に農地以外を含む場合、その分の写しも必要。)			登記名義人の住所が現住所と異なる場合は、登記上の住所を確認できる戸籍の附票、住民票等
	土地の位置図(住宅地図等)			
	法務局の法14条地図(公図でも可)、(隣地関係[地目・所有者、耕作者等]を示すこと、または表。)			
	土地利用計画図面(造成計画・配置図) *縦横断面図、フェンス・照明の設置位置、照光方向、カタログが必要な場合も有り。			
	建築物平面図、立面図			
	排水計画図(土地利用計画図面に含めても良い。) *雨水(敷地部分も)、汚水(合併浄化槽等)、排水先			
	転用理由書			
	土地改良区意見書 (水利組合、自治会等意見書)			
	取水、排水について権利者の同意書			
	隣接農地所有者(耕作者)の同意書			
	所有者以外の権利者の同意等(小作権、抵当権、地上権、仮登記、差押債権者等)			
	被害防除対策(土地利用計画図面に含めても良い。)			
	工事見積(予算)書(造成費、建築費)土地取得費			
	資金証明書(融資・残高証明等)			
	賃(使用)貸借等の契約書の写し			未契約であれば(案)でも可
	許可申請通知書・許可指令(許可書)交付申請書 (*代理申請の場合)委任状			代理人申請の場合は委任者の意思確認(例えば本人確認書類の添付)が必要
	*公共用地(里道、水路、道路等その他)の付替、廃止をする場合 廃止承認申請書(受付済)の(写)等			都市計画法29条第1項の開発行為許可申請書等受付済みにより、都市計画法32条(公共施設の管理者の同意等)協議済みを確認できる場合は添付不要です。
	*進入路が確保されているか。 ・進入路通行同意書・接道(有無・転用申請地か) ・水路に床版等を架ける場合 施工承認申請書、使用許可申請書(受付済)の(写)か承認書、許可書			*都市計画区域内の建築物の敷地には、接道義務有り。
	※必要に応じて 農用地除外通知(写) (*事前着工の場合)始末書(誰がいつ何の目的でどの業者に依頼しどんな工事をしたか詳しく記載。)			
法人	定款若しくは寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書			
他法令関係	都市計画法29条第1項の開発行為許可申請書(受付済)の(写)等		開発許可等の申請者と農地転用申請者(実行行為者)は一致。	
	都市計画法43条第1項の建築物新築等許可申請書 〃			
	開発許可等不要の場合、申請書の6の欄に条文該当号を記載			
	その他法令関係(宅造法、墓地埋葬法、産業廃棄物業免許、私立学校法認可等)			
	(*分譲住宅等の場合)宅地建物取引業者免許証(写)			
	その他参考となる書類			